

資料3 UNFCCC Decision 17/CP. 7. 及び Decision 18/CP.7.

Decision 17/CP.7.は、CDM の目的を条約非附属書 I 締約国が持続可能な開発を達成して条約の究極的な目的に貢献するのを支援し、附属書 I 締約国が京都議定書 3 条におけるその数量排出制限及び削減約束の遵守を達成することを支援すると定めた、京都議定書 12 条に基づく決定である。

Decision 17/CP.7.

京都議定書 12 条に定められるクリーン開発メカニズムのための方法及び手順

Decision 17/CP.7.では、以下について決定された。

- A. 定義
- B. COP/MOP の役割
- C. 理事会
- D. 運営機関の認定及び任命
- E. 任命された運営機関
- F. 参加規定
- G. 有効化審査及び登録
- H. モニタリング
- I. 検証及び認定
- J. 認証排出削減量の発行

ここでは、ANNEX I. 検証及び認定 について取り上げる。

I. 検証及び認定

- 61. 検証とは、定期的な独立的レビューであり、検証期間中に登録された CDM プロジェクト活動の結果として生じた、モニターされた排出源による温室効果ガスの人為的排出削減量を、指定運営機関が事後的に決定することである。
- 62. 守秘義務(本決定 27 項(h)参照)に従い、検証作業を行うためにプロジェクト参加者と契約した指定運営機関は、モニタリング報告書を公表し、以下を行うこと。
 - (a) 提出されたプロジェクト文書が登録されたプロジェクト設計文書及び Decision 17/CP.7 の関連する法規、現行の附属書及び関連する COP/MOP の決定の要求事項に従っているか。
 - (b) 実施記録のレビュー、プロジェクト参加者及び現地利害関係者との面談、計測値の収集、慣習の観察、モニタリング機器の精密度検査、適当であれば現地調査の実施。
 - (c) 適当であれば、他の情報源からの補足的データを使用すること。
 - (d) モニタリング結果のレビュー及び排出源による人為的排出量推計のモニタリング方法が正しく適用されているか、またその文書化が完全で透明性があるかの検証。

- (e) 必要であれば、将来のクレジット期間に対するモニタリング方法に適当な変更を行うよう、プロジェクト参加者に提言すること。
- (f) 登録されたプロジェクト設計書及びモニタリング計画に含まれる手順に従った計算手順を用いて、上記のサブパラグラフ(a)に基づいて派生した、及び適当な場合は、上記サブパラグラフ(b)及び／或いは上記(c)に基づき得られるデータや情報を基に、当該 CDM プロジェクト活動がなければ発生し得ない、排出源による温室効果ガス的人為的排出削減量を決定すること。
- (g) 実際のプロジェクト活動及びその運営と、登録されたプロジェクト設計文書との整合性に関するあらゆる懸案事項を同定し、プロジェクト参加者に通知すること。プロジェクト参加者は、その懸案事項に取り組み、関連する付加的な情報を提供すること。
- (h) プロジェクト参加者、締約国、及び理事会に検証報告書を提供すること。報告書は公表されること。

- 63. 認証とは、一定の期間中に、プロジェクト活動により排出源による温室効果ガス人為的削減が、検証した通りに達成されたことを示す、指定運営機関による書面による保証をいう。
- 64. 指定運営機関は、検証報告書に基づき、当該 CDM プロジェクト活動がなければ発生し得ない検証された排出源による温室効果ガス人為的排出削減量を、当該プロジェクト活動が一定の期間内に達成したことを書面にて認証すること。同指定運営機関は、プロジェクト参加者、締約国及び理事会に、認証プロセス完了後直ちに書面にて認証決定を通知し、認証報告書を公表すること。

Decision 18/CP.7.

京都議定書 17 条に基づく排出量取引のための方法・規則・指針

1. 本附属書において、1 条に含まれる定義と 14 条における規定を適用すること。さらに、
 - (a) 「排出削減単位」即ち「ERU」は、決定-/CMP.1(割当量計算方法)の附属書の関連規定に従い発行される単位であり、決定 2/CP.3 により定められ、或いは、5 条に従い、以後改訂される地球温暖化係数を用いて算出される二酸化炭素換算 1 メトリック・トンに相当する。
 - (b) 「認証排出削減量」即ち「CER」は、12 条及び同条文における要件、及び決定-/CMP.1(12 条)の附属書の関連規定に従い発行される単位であり、決定 2/CP.3 により定められる、或いは 5 条に従い、以後改訂される地球温暖化係数を用いて算出される二酸化炭素換算 1 メトリック・トンに相当する。
 - (c) 「割当量単位」即ち「AAU」は、決定-/CMP.1(割当量計算方法)の附属書の関連規定に従い発行される単位であり、決定 2/CP.3 により定められる、或いは、5 条に従い、以後改訂される地球温暖化係数を用いて算出される二酸化炭素換算 1 メトリック・トンに相当する。
 - (d) 「除去単位」即ち「RMU」は、決定-/CMP.1(割当量計算方法)の附属書の関連規定に従い発行される単位であり、決定 2/CP.3 により定められる、或いは、5 条に従い、以後改訂される地球温暖化係数を用いて算出される二酸化炭素換算 1 メトリック・トンに相当する。
2. 以下の 3 項を条件として、附属書 B に記載される約束を有する附属書 I 締約国は、以下の適格性要求事項を遵守していれば、関連規定に従い発行される ERU、CER、AAU、RMU を移転及び・或いは取得する資格を有する：
 - (a) 京都議定書締約国であること。
 - (b) 3 条 7、8 項に基づく割当量が決定-/CMP.1(割当量計算方法)に従い算出され、記録されていること。
 - (c) 5 条 1 項、及びそれに基づき決定された指針の要求事項に従い、モントリオール議定書管理外の全ての温室効果ガス排出源からの人為的排出量及び吸収源からの人為的吸収量の推計に対し、国家制度の整っていること。
 - (d) 7 条 4 項、及びそれに基づき決定された指針の要求事項に従い、国家登録簿のあること。

- (e) 5 条 2 項、及び 7 条 1 項と、それに基づき決定された国家目録報告や共通報告様式を含む指針の要求事項に従い、要求された最新の目録を毎年提出していること。第一約束期間に関しては、メカニズム使用の適格性を決定するために必要な品質審査は、目録の京都議定書附属書 A における排出源/部門からの温室効果ガス排出に関する箇所及び、吸収源についての年次目録の提出に限ること。
 - (f) 7 条 1 項及びそれに基づき決定された指針の要求事項に従って、割当量に関する補足的情報を提出し、7 条 4 項及びそれに基づく指針の要求事項に従って定められた 3 条 3、4 項に則った活動に対して、3 条 7、8 項に準じて割当量への追加及び割当量からの差し引きを行うこと。
3. 附属書 B に記載されている約束を有する附属書 I 締約国は、以下であると見なされる：
- (a) 遵守委員会の執行部門が、決定 24/CP.7 に従い、当該締約国がこれら要求事項を満たしていないと見なさない限りは、或いはそれ以前に、遵守委員会の執行部門が京都議定書 8 条に基づく専門家レビューチームの報告書で示されているこれらの要求事項に関する実施の質疑に対して手続きを取らないことを決定し、この情報を事務局に伝達している場合は、7 条 4 項に基づく割当排出量に適用されている方法に従い、3 条 7、8 項に準じた割当量の設定を促進するため、また排出量と割当量の計算能力を実証するための報告書を提出後 16 ヶ月経過した後、上記 2 項で言及されている適格性要求事項を満たす。
 - (b) 遵守委員会の執行部門が、当該締約国が一つ以上の適格性要求事項を満たしていないと決定し、当該締約国の適格性を一時停止して、その情報を事務局に伝達していなければ、また、一時停止を伝達するまで、上記 2 項で言及されている適格性要求事項を満たし続けることができる。
4. 事務局は、適格性要求事項を満たしている締約国と、一時停止を受けている締約国について、公的にアクセス可能なリストを維持していること。
5. 国家登録簿間での移転及び取得は、決定-/CMP.1(割当量計算方法)の規定に従い、当該締約国の責任のもとで行なわれること。法的機関の 17 条に基づく移転及び/或いは取得を認めている締約国は、京都議定書に基づくその義務の履行に対して引き続き責任を持ち、そのような参加国が現行の附属書に従っていることを保証すること。締約国は、そのような機関のリストを最新の状態に維持し、国家登録簿を通じて、事務局及び一般に公開すること。認可する締約国が適格性要求事項を満たしていない、或いは一時停止にある期間には、法的機関は 17 条に基づく移転及び/或いは取得を行わないこともある。

6. 各附属書 I 締約国は、京都議定書 3 条 7、8 項に従い算出された締約国割当量の 90%、
或いは、レビューを受けた直近の目録の 5 倍の 100%の低い量を下回らない量の約束期間
リザーブを国家登録簿に維持すること。
7. 約束期間リザーブは、決定-/CMP.1(割当量計算方法)に従い、取り消されていない当該
約束期間分の ERU、CER、AAU 及び/或いは RMU 保有量で構成されること。
8. 3 条 7、8 項に準じた割当量が確定し、また約束の履行に対する追加期間の終了まで、締
約国は、約束期間リザーブの要求レベルを下回る保有量となるような取引を行わないこ
と。
9. 上記 6 項に基づく算出、或いは ERU、CER、AAU 及び/或いは RMU 保有量の取り消しによ
り、約束期間リザーブの要求レベルが、当該約束期間に対して有効である締約国の取り
消し前の ERU、CER、AAU 及び/或いは RMU 保有量より高くなる場合は、当該締約国は事
務局から通知を受け、この通知から 30 日以内に、その保有量を要求レベルまで戻すこと。
10. 約束期間リザーブや 17 条に基づく移転に対する他の制限に関する如何なる規定は、6 条
監督委員会に基づく検証手順に従い検証された国家登録簿に対して発行された ERU の
締約国による移転には適用されない。
11. 事務局は要請に従い、役割を果たすこと。